

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要（国際希少野生動植物種の指定等）

1. 改正の背景

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）を絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下、「施行令」という。）により国際希少野生動植物種として指定し、その譲渡し等について規制している。
- 令和4年11月、パナマシティ（パナマ）において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）第19回締約国会議が開催され、ワシントン条約の附属書が改正（令和5年2月23日発効）されたことに伴い、施行令を改正し、国際希少野生動植物種の追加及び削除等を行うこととする。
- また、先般の附属書改正（令和元年11月26日発効）以降に、附属書に記載されている種について、分類に関する知見の蓄積に合わせて、種の学名変更等がなされたことから、附属書に準じて指定されている国際希少野生動植物種の分類、学名及び和名を見直すとともに、施行令別表について必要な修正を行うこととする。

2. 改正の概要

- 国際希少野生動植物種の追加及び削除等（施行令別表第2の表2、施行令別表第5、施行令別表第7関係）
ワシントン条約附属書Iの改正及び分類に関する知見の蓄積を踏まえ、施行令を以下のとおり改正することとする（別紙1参照）。
 - ① 新たに附属書Iに掲載された9種（亜種を含む。）を国際希少野生動植物種として追加し（表1）、附属書Iから削除された4種を国際希少野生動植物種から削除する（表3）とともに、10種の国際希少野生動植物種について分類、種名等を変更する（表2）。
 - ② どろがめ科の甲及び甲製品を、譲渡し等に係る規制を適用する器官及び加工品に追加する（表4）。
 - ③ 附属書Iに掲載されている種のうち、附属書Iから削除される一部の地域個体群（2種）については商業目的での取引が可能となるが、同種の附属書Iの個体群と判別するために、当該種を国際希少野生動植物種として存置しつつ、当該地域個体群を登録対象個体群（施行令別表第7）に追加し、個体等登録の対象とする（施行令第8条第3号ハ）ことで、譲渡し等の禁止の対象から除外する（表5）。

3. 施行期日

令和5年2月23日 施行（予定）

4. その他

そのほか、罰則に関する所要の経過措置を置く。

(別紙1)

表1 今回追加する国際希少野動植物種一覧（施行令別表第2の表2関係）

	科名	種名（学名）	種名（和名）	備考	施行令別表第5（器官及び加工品）に係る規制
1)	うま科	<i>Equus hemionus luteus</i>	（ゴビノロバ）※1	<i>Equus hemionus hemionus</i> （モウコノロバ）からの分離独立であるため、適用日は昭和55年11月4日とする。	※1
2)	ひと科	<i>Pongo tapanuliensis</i>	（タバヌリオランウータン）※1	<i>Pongo abelii</i> （スマトラオランウータン）からの分離独立であるため、適用日は昭和55年11月4日とする。	※1
3)	ひよどり科 ※ 新規	<i>Pycnonotus zeylanicus</i>	（キガシラヒヨドリ）※2	会議終了から12か月後に附属書Iに掲載されるため、適用日は令和5年11月25日とする。	—
4)	とかげ科 ※ 新規	<i>Tiliqua adelaidensis</i>	（アデレードアオジタトカゲ）		—
5)	いしがめ科	<i>Batagur kachuga</i>	（ニシキセタカガメ）		※3
6)	いしがめ科	<i>Cuora galbinifrons</i>	（モエギハコガメ）		※3
7)	どろがめ科 ※ 新規	<i>Kinosternon cora</i>	（キノステルノン・コラ）		甲、甲製品
8)	どろがめ科 ※ 新規	<i>Kinosternon vogti</i>	（キノステルノン・ヴォグティ）		甲、甲製品
9)	すっぽん科	<i>Nilssonia leithii</i>	（リーススッポン）		—

※ ワシントン条約附属書と同様に、目以下の分類（科、種等）については学名のアルファベット順に配列。

※1 既存の種から種として独立したため、改めて指定することとなったもの。施行令別表第5（器官及び加工品）に係る規制については科単位で指定されるものであるところ、*Equus hemionus luteus*（ゴビノロバ）、*Pongo tapanuliensis*（タバヌリオランウータン）のいずれも科に変更はないことから、改正は不要である。

※2 *Pycnonotus zeylanicus*（キガシラヒヨドリ）の卵については譲渡し等の規制の対象となるが、施行令第二条第二号ニにおいて鳥綱として一括指定されているため、改正は不要である。

※3 施行令別表第5（器官及び加工品）に係る規制については科単位で指定されるものであるところ、施行令別表第5において既にいしがめ科が指定されていることから、新たな種の追加による改正は不要である。

※ 我が国において製品の原材料として使用され流通する器官・加工品を指定する原材料器官等に係る施行令別表第6は改正しない。

※ 併せて、国際希少野生動植物種の追加に伴い、個体識別措置の対象種を整理するための省令改正を行う。

表2 今回学名及び和名が変更となる国際希少野生動植物種一覧
(施行令別表第2の表2関係)

	科名	種名(学名)	種名(和名)	備考
1)	いたち科	<u><i>Aonyx cinerea</i></u>	(コツメカワウソ)	変更前
		<u><i>Aonyx cinereus</i></u>	(コツメカワウソ)	変更後
2)	たか科	<u><i>Chondrohierax uncinatus</i></u>	(キューバカギハントビ)	変更前
		<u><i>wilsonii</i></u>		
3)	つる科	<u><i>Grus canadensis nesiotes</i></u>	(キューバカナダヅル)	変更前
		<u><i>Antigone canadensis nesiotes</i></u>	(キューバカナダヅル)	変更後
4)	いんこ科	<u><i>Psephotus dissimilis</i></u>	(ヒスインコ)	変更前
		<u><i>Psephotellus dissimilis</i></u>	(ヒスインコ)	変更後
5)	いんこ科	<u><i>Psephotus pulcherrimus</i></u>	(ゴクラクインコ)	変更前
		<u><i>Psephotellus pulcherrimus</i></u>	(ゴクラクインコ)	変更後
6)	ボア科	<u><i>Epicrates monensis</i></u>	(モナボア)	変更前
		<u><i>Chilabothrus monensis</i></u>	(モナボア)	変更後
7)	ボア科	<u><i>Epicrates subflavus</i></u>	(ジャマイカボア)	変更前
		<u><i>Chilabothrus subflavus</i></u>	(ジャマイカボア)	変更後
8)	にしきへび科	<u><i>Python molurus molurus</i></u>	(インドニシキヘビ)	変更前
		<u><i>Python molurus</i></u>	(インドニシキヘビ)	変更後
9)	ひきがえる科	<u><i>Amietophrynyus channingi</i></u>	(アミエトフリュヌス・カンニンギ)	変更前
		<u><i>Sclerophryns channingi</i></u>	(スクレロフリュヌス・カンニンギ)	変更後
10)	ひきがえる科	<u><i>Amietophrynyus superciliaris</i></u>	(カメリーンヒキガエル)	変更前
		<u><i>Sclerophryns superciliaris</i></u>	(カメリーンヒキガエル)	変更後

※ 下線は今回の変更部分を示す。

表3 今回削除する国際希少野生動植物種一覧 (施行令別表第2の表2関係)

	科名	種名(学名)	種名(和名)
1)	アテリダエ科	<u><i>Alouatta coibensis</i></u>	(コイバホエザル) ※4
2)	りす科	<u><i>Cynomys mexicanus</i></u>	(メキシコブレーリードッグ)
3)	はやぶさ科	<u><i>Falco pelegrinoides</i></u>	(アカエリハヤブサ) ※5
4)	ボア科	<u><i>Epicrates inornatus</i></u>	(バヴァチボア)

※4 *Alouatta coibensis* (コイバホエザル) は国際希少野生動植物種 *Alouatta palliata* (マントホエザル) に統合された。

※5 *Falco pelegrinoides* (アカエリハヤブサ) は国際希少野生動植物種 *Falco peregrinus* (ハヤブサ (注:一部亜種を除く)) に統合された。

表4 国際希少野生動植物種の器官及び加工品の追加 (施行令別表第5関係)

科名	器官	加工品
どろがめ科	甲	甲製品

※ 社会通念上需要が生じる可能性があるため、同法に基づき種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、(添付された表示等も含めて) 種を容易に識別することができるものを科ごとに指定している。

表5 今回登録対象個体群を変更する国際希少野生動植物種一覧 (施行令別表第7関係)

	科名	種名 (学名)	種名 (和名)	登録対象個体群
1)	アリゲーター科	<i>Caiman latirostris</i>	(クチビロカaiman)	アルゼンチン及び <u>ブラジル</u> の個体群
2)	クロコダイル科	<i>Crocodylus porosus</i>	(イリエワニ)	オーストラリア、インドネシア、マレーシア及び <u>パプアニューギニア及びフィリピン</u> のパラワン諸島の個体群

※ 下線、取消し線は今回の変更部分を示す。